

## 複合構造委員会成果の公表に関する申し合わせ

平成20年6月27日 委員会承認

平成22年9月21日 修正

平成24年1月25日 改正

令和5年1月20日 改正

1. この申し合わせは、複合構造委員会における調査・研究成果の公表についての原則を定めるものである。
2. 複合構造標準示方書は、複合構造標準示方書小委員会においてのみ、その成果として出版することができる。
  - (2) 複合構造標準示方書は、添付表の出版区分1に相当する出版物とする。
  - (3) 複合構造標準示方書は、複合構造委員会において出版の承認を行う。また、関連する外部機関の意見照会を必要に応じて行う。
  - (4) 複合構造標準示方書の出版と合わせて、講習会等を開催し、周知する。
3. 複合構造物に関する指針・基準類（ただし、複合構造標準示方書は除く）は、第一種研究小委員会においてのみ、その成果として出版することができる。
  - (2) 成果は、添付表の出版区分2あるいは出版区分3として発刊するとともに、適宜HP上で公開する。合わせて、講習会等を開催する。
4. 準一種研究小委員会の成果は、複合構造標準示方書小委員会からの要求に対する報告のみを目的とし、出版および公開を行わないとする。
5. 第二種研究小委員会の成果として出版物を作成する場合には、添付表の出版区分3とする。
  - (2) 成果は、HP上あるいは講習会等により公開する。
6. 受託研究小委員会の成果の公表は、第一種研究小委員会の成果の公表に準じる。
7. 複合構造シンポジウム講演集の出版は、添付表の出版区分4によるほか、その詳細をシンポジウム小委員会が定める。

添付表

出版区分	管理	書籍区分名称	委員長	委員会	幹事会	小委員会	備考
区分1	出版委員会	複合構造標準示方書	承認	審議	審議	作成	
区分2		複合構造シリーズ	承認	意見 照会	審議	作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指針，マニュアルなどを対象とする。</li> <li>・ 幹事会メンバーが作成に参加する。</li> <li>・ 幹事会メンバー全員が査読し，その結果を基に幹事会で審議する。</li> </ul>
区分3		複合構造レポート	承認	報告	審議	作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査結果や研究結果を取りまとめたものを対象とする。</li> <li>・ 幹事会メンバー3名程度が通読し，その結果を基に幹事会で審議する。</li> </ul>
区分4	複合構造委員会	複合構造の活用に関するシンポジウム講演集およびFRP複合構造・橋梁に関するシンポジウム講演集			承認	編集等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シンポジウム小委員会が取りまとめを行う。</li> <li>※「定期購読扱い」となった場合は，出版委員会管理に変更となる。</li> </ul>

査読方法

- (1) 出版区分2に該当する出版物に関して，それが指針類として活用された際に，問題が生じないように，複合構造委員会として責任を持って，内容及び表現の妥当性について審査する。
- (2) 最終成果（最終版）が小委員会から提示された時点で，査読を開始する。その際に，幹事会メンバーから1名の取りまとめ担当を選任する。
- (3) 取りまとめ担当は，査読期間を指定し，集約された査読結果に基づいてその後の対応を幹事会で審議する。
- (4) 取りまとめ担当より，必要に応じて，小委員会に原稿修正等を依頼する。

通読方法

- (1) 出版区分3に該当する出版物に対して，それが土木学会として出版するものとしてふさわしいかの観点から確認する。出版物の責任は当該小委員会にあることに注意し，軽微な間違いについては指摘することが望ましい。
- (2) 最終成果（最終版）が小委員会から提示された時点で，幹事会メンバーから3名程度の通読者を選定し通読を開始する。その内の1名を取りまとめ担当に選任する。
- (3) 通読者は通読を実施し，個別のコメント(意見)を，取りまとめ担当に提出する。
- (4) 取りまとめ担当は通読結果を集約し，その後の対応を幹事会で審議する。
- (5) 審議結果は取りまとめ担当が整理し，小委員会連絡幹事を通じて当該小委員会に通知する。
- (6) 審議結果について小委員会として異議がある場合には，幹事会宛に申し立てできる。その扱いについては，委員長，幹事長，連絡幹事および上記の取りまとめ担当により対応を検討する。